

阿知まち広場 利用の手引き



阿知まち広場とは

1 阿知まち広場の設置目的

倉敷美観地区の玄関口に位置する阿知まち広場は、「倉敷市」とまちづくりの公的な担い手である「都市再生推進法人倉敷まちづくり株式会社（以下、「推進法人」という）」が、連携して運営を行っている施設です。

この阿知まち広場を、市民や観光客の交流拠点として、公民が連携して活用することで、

- 倉敷市や高梁川流域の魅力・文化の発信・体験
- 中心市街地の回遊促進・賑わい創出

を目指しています。

2 阿知まち広場の利用について

阿知まち広場は、利用内容が下記条件を満たしている場合に、イベント等で利用することができます。

【利用条件】

- 利用者（出店者）が、複数の者で構成される団体であること（例：商店街、商工団体、実行委員会 等）
- 利用者（出店者）の過半数が、倉敷市民又は高梁川流域の市町を主たる所在地とする事業者で構成されていること
- 利用内容が「倉敷市・高梁川流域の魅力・文化の発信・体験」を主たる目的とするものであること
- 利用内容が阿知まち広場のイメージや良好な環境を損ねるものでないこと
- 来訪者の自由な通行・滞在を妨げないこと
- 阿知まち広場建物内の店舗と適切に連携を図ること
- 地域住民・周辺店舗等に不快感を与える内容でないこと
- 公序良俗に反する内容でないこと
- 暴力団又は暴力団員でないこと、暴力団関係者と密接な関係を有しないこと
- 政党その他政治団体等の政治活動、布教その他宗教上の活動を目的としないこと

阿知まち広場の利用について

1 場所

倉敷市阿知 2 丁目 2 3 番 3 号



2 利用申し込み先

倉敷まちづくり株式会社

〒710-0824 倉敷市白楽町 249-5 倉敷商工会館 3F

TEL:086-486-2457 FAX:086-486-2458 E-mail:info@kmc.jp.net

営業時間：平日の午前 9 時～午後 5 時

3 利用可能時間

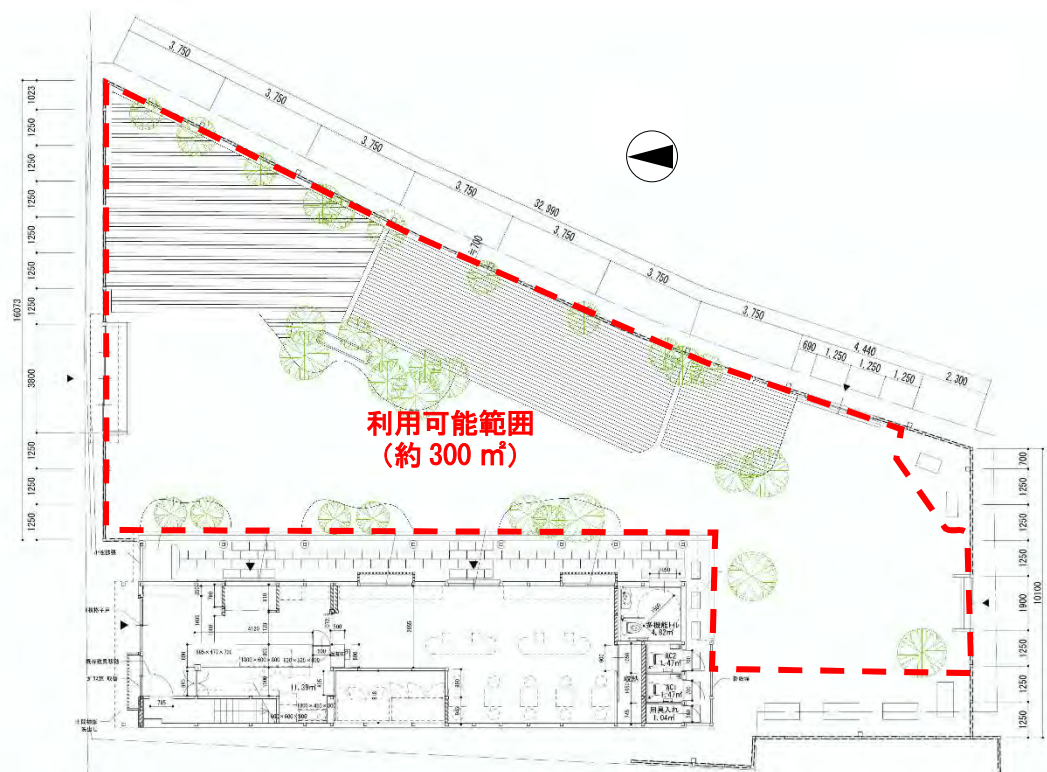
利用区分	利用可能時間	利用不可日
広場	午前 8 時から午後 6 時まで	年末年始 (12/29～1/3)
建物 2 階	午前 11 時から午後 5 時まで	店舗休業日：月曜日 (祝日の場合は翌日)

※利用可能時間は、設置・撤去の時間も含まれます。

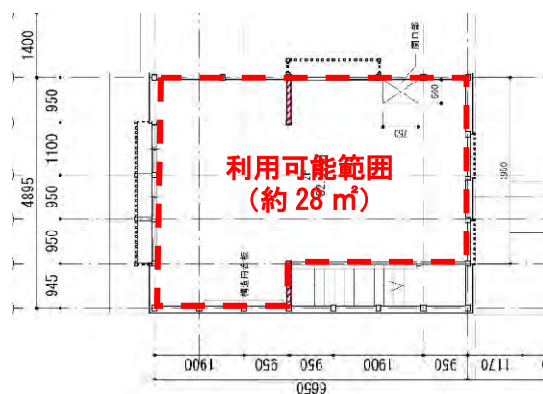
※推進法人が認める場合に限り、上記時間帯以外での利用を許可する場合があります。

4 利用区分・利用可能範囲

【広場】



【建物 2 階】



【注意事項】

- 図と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- 広場の通行・滞在や建物での営業に配慮した利用計画が必要です。
- 利用範囲・配置計画については、打ち合わせのうえ決定します。

5 阿知まち広場の空き状況

倉敷まちづくり株式会社ホームページ (<http://kmc.jp.net/>) の「阿知まち広場利用のご案内」ページに掲載しています。

6 利用料

【広場】

項目		単位	料金	備考
利用料	平日	1日あたり	8,250 円	レンタルテント3張含む
	土日祝	1日あたり	16,500 円	レンタルテント3張含む
追加レンタルテント (2.5m×2.5m)		1張あたり 1日あたり	1,100 円	固定器具含む
電源使用料		1日あたり	550 円	電気容量：1回路 1500W

- ・ 阿知まち広場のイメージを保ち、統一感を演出するため、テントを設置する場合は、原則、レンタルテントを使用させていただきます。
- ・ 電源を使用する場合は、別途電源使用料をお支払いいただきます。

【建物2階】

項目	単位	料金	備考
利用料	1時間あたり	1,100 円	電源使用料含む
冷暖房	1時間あたり	110 円	使用する場合に加算

7 利用料の免除

以下の利用は、利用料を免除します。

- ・ 地方公共団体、学校等の公的機関が主催する場合
- ・ 推進法人が主催する場合
- ・ その他、推進法人が特に認める場合

8 キャンセル料について

- 利用承認書の交付後、申し込みを取り消される場合は、理由によって下表のとおりキャンセル料をお支払いいただきます。
- 利用料金をあらかじめお支払いいただいている場合は、キャンセル料を控除した金額を返金いたします。
- 返金時の振込手数料は利用者にてご負担いただきます。
- 利用区分「広場」において、利用当日に天候不良が予想されることにより利用日を振り替える場合は、キャンセル料は発生しません。

取消の理由	申告時期	キャンセル料
災害や台風、その他利用者の責に帰することのできない事由によって取消の場合		なし
上記以外の理由による場合 (利用者の自己都合)	利用日の 30 日前まで	全額返金
	利用日の 7 日前まで	利用料金の 30%
	利用日の 3 日前まで	利用料金の 50%
	それ以降	全額負担

9 利用条件

以下の利用条件について、審査を行った上、利用の可否を決定します。

	利用条件	説明
1	利用者（出店者）が、複数の者で構成される団体であること	➤ 個人や1事業者での利用はできません。 ➤ 商店街、商工団体、実行委員会等の団体名で申請を行ってください。
2	利用者（出店者）の過半数が、倉敷市民又は高梁川流域の市町を主たる所在地とする事業者で構成されていること	➤ 利用者（出店者）の過半数が、倉敷市民又は高梁川流域の市町（新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市、倉敷市）を主たる所在地とする事業者である必要があります。 ➤ 申請の際、利用（出店）予定者名簿を提出していただきます。
3	利用内容が「倉敷市・高梁川流域の魅力・文化の発信・体験」を主たる目的とするものであること	➤ 利用内容が、倉敷市・高梁川流域の歴史、文化、伝統工芸、農林水産、地場産業など、「倉敷市・高梁川流域の魅力・文化の発信・体験」を主たる目的とする必要があります。 （利用例） 農業マルシェ、ジーンズ祭り、カキ祭り 民芸・クラフトワークショップ など ➤ 主たる目的に付帯する飲食提供・物販などは可能です。
4	利用内容が阿知まち広場のイメージや良好な環境を損ねるものでないこと	➤ 美観地区内のイベント広場であることを考慮し、阿知まち広場や美観地区のイメージや良好な環境を損ねるおそれのある利用はできません。 ➤ 高質な空間を演出し、来訪者をおもてなしする場として、出店内容、店舗装飾等の工夫をお願いします。 ➤ コンセプトのない、雑多なバザーのような利用はご遠慮ください。
5	来訪者の自由な通行・滞在を妨げないこと	➤ 阿知まち広場は、市民や来訪者が自由に通行・滞在できる施設です。 ➤ イベント参加者以外の方も気持ちよく利用できるように出店計画を行う必要があります。

	利用条件	判断基準
7	阿知まち広場建物内の店舗と適切に連携を図ること	➤ 日常の賑わいを創出するため、阿知まち広場建物内の店舗の利用者も、広場のベンチ等を利用しています。 ➤ イベント計画においては、建物内店舗と連携・調整を図る必要があります。
8	地域住民・周辺店舗等に不快感を与える内容でないこと	➤ 阿知まち広場周辺には住宅・店舗が近接して立地しています。騒音、匂いなどに配慮し、地域の方に不快感を与えない計画とする必要があります。 ➤ 音の出るイベントは原則禁止です。ただし、主催者において周辺住民・店舗等に説明し、了承を得た場合には可能とします。
9	公序良俗に反する内容でないこと	➤ 左記に該当する利用は認められません。 ➤ 利用許可後に左記が判明した場合には、直ちに許可を取り消し、利用中止を命じます。その場合、申請者が損害を受けても、推進法人は賠償の責めを一切負いません。
10	暴力団又は暴力団員でないこと、暴力団関係者と密接な関係を有しないこと	
11	政党その他政治団体等の政治活動、布教その他宗教上の活動を目的としないこと	

※利用区分「建物2階」については、上記利用条件を原則として、市民交流のための集会、創作物等の展示、広場イベントとの連携（ワークショップ会場、出店者の控室など）などの利用ができますので、お気軽にご相談ください。

※近隣には、キッチンカーや個人での出店も可能な「あちてらす倉敷オープンスペース」があります。阿知まち広場の利用条件に適合しない場合は、あちてらす倉敷オープンスペースの利用もご検討ください。

あちてらす倉敷オープンスペース利用案内

https://kmc.jp.net/achi_terrace_os



10 利用制限の期間

- 阿知まち広場の設置目的である中心市街地の回遊促進・賑わい創出に寄与するため、周辺エリアで開催される催し物（以下、「特定の催事」という）と連携を図る場合があります。
- 特定の催事が開催される期間の全部あるいは一部とその前後の期間は、阿知まち広場の利用申込をお断りする場合があります。
- 利用許可後に特定の催事の開催日が決定した場合は、実施内容を調整させていただきます。場合によっては、納付済の利用料金を全額返金した上で、利用許可を取り消すことがあります。

【特定の催事】

- 倉敷天領夏祭り（7月） ■倉敷春宵あかり（2～3月） ■倉敷音楽祭（3月）
- ハートランド倉敷（8月） ■倉敷屏風祭り（10月）
- 倉敷ジャズストリート（11月） ■きらめきのみちイルミネーション（11月～2月）

利用の流れ

①事前相談・利用申請

- ・ 「様式 1 利用申請書」に利用希望日時・利用内容等をご記入のうえ、利用希望日の 3 ヶ月前までに推進法人に提出してください。（窓口・FAX・E メール）
- ・ 利用申請は、利用希望日の 1 2 ヶ月前の日が属する月の 1 日から受け付けます。
- ・ 利用申請の受け付けは、毎月 1 日（土・休日の場合は翌営業日）の午前 9 時から先着順に行います。申請が重複した場合の優先順位は、FAX・E メール・窓口の順とします。
- ・ 申請時に必要な添付書類
 - 会場図
 - 企画書（写真、図など）
 - その他資料があれば（チラシ、パンフレットなど）

②利用者説明・利用者登録

- ・ 初めて阿知まち広場を利用する場合は、広場の設置目的や利用ルールに関する説明（30 分程度）を受ける必要があります。
- ・ 対象者には推進法人より説明希望日時を伺います。
- ・ 受講者は、申込者または現場責任者の方で、阿知まち広場利用当日に常駐できる方が対象です。
- ・ 受講後、「様式 3 誓約書」を提出していただきます。

③利用許可

- ・ 「利用申請書」受付後、推進法人と倉敷市が利用内容について審査します。
- ・ 利用条件に適合しない場合など、利用を許可しない場合があります。また、利用内容の修正を求める場合があります。（許可ができなかった場合、申請者が損害を受けても推進法人は賠償の責めを一切負いません。）
- ・ 推進法人から、審査結果の連絡をします。

④利用料のお支払い

- ・ 利用許可の承認を得ましたら、推進法人から「様式 2 利用承認書」と請求書をお送りします。
- ・ 請求書に書かれている支払期限（承認から概ね 1 週間以内）までに請求額をお振込みください。なお、お支払いは原則前納となっております。
- ・ お支払いが確認できた時点で、ご利用が確定します。

⑤イベント打ち合わせ

- 開催が決まりましたら、なるべく早い段階での打ち合わせをお願いしています。その際、イベントの設営撤去を含めた当日のスケジュール、会場図などをご持参ください。すべてのご要望にお応えできないこともありますので、打ち合わせ後に修正できる案の段階のものをお持ちください。

⑥当日

- 当日は原則として推進法人スタッフは立ち合いません。ご不明な点は事前に推進法人にお問い合わせください。
- 隣接する倉敷物語館の開館時間（9時～19時）に阿知まち広場を利用する場合は、倉敷物語館の受付で、阿知まち広場の鍵の受け渡しを行います。倉敷物語館の開館時間以外に利用する場合は、鍵の受け渡し方法について、推進法人と協議を行ってください。
- 車両乗入を含め、設営・撤収は必ず許可を受けた利用時間内に行ってください。
- 利用終了後は原状復帰をお願いいたします。推進法人スタッフが後日確認を行います。

利用時の注意事項

①関係法令の遵守

- ・ 阿知まち広場の利用の際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、倉敷市屋外広告物条例など）を遵守してください。
- ・ 関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、利用者で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。

②利用許可書の携帯

- ・ 実施日は、利用許可書を必ず携帯してください。

③搬入・搬出

- ・ 設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・ 前面道路は午前9時から午後8時まで車両通行止めです。車両を進入させる場合は、必ず警察署にて手続きを行ってください。
- ・ 資材搬入に伴う阿知まち広場内への車両の乗り入れは可能ですが、門や設備を損傷させないように十分注意してください。なお、乗り入れ可能な車両の高さは2.2mまでです。
- ・ 阿知まち広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は利用者の負担となります。

④設営物管理・衛生管理について

- ・ パラソル、テント、ステージ等の設営物は、倒れないように固定してください。
- ・ 強風時はテント等を撤去してください。
- ・ 実施中及び搬入出時における設営物の保護・管理は、利用者で行ってください。
- ・ ウッドデッキ等の床面を汚損するおそれのある場合は、床面の養生を行ってください。
- ・ 飲食物の提供などでゴミが出る場合は、使用済み食器や食べ残し等の回収ボックスやゴミ箱を設置してください。
- ・ 使用後は現状復旧し、周辺も含め清掃を行ってください。
- ・ 発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

⑤利用者の責任

- ・ 利用者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品の盗難、破損等のすべての事故ついて、その責は利用者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

⑥周辺環境に関する配慮

- 実施内容に関する苦情は、誠意をもって、利用者にて対応してください。
- 推進法人に連絡がきた苦情についても、利用者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を推進法人にご報告ください。
- 通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、イベントを中止していただく場合があります。
- 近隣への騒音が懸念されるため、原則、発電機の持ち込みは禁止です。

⑦原状回復とアンケートについて

- 阿知まち広場ご利用後は、直ちにその施設・設備を原状に回復してください。
- ご利用後、アンケートにご協力ください。

⑧その他

- 広場内に設置しているベンチ等のご利用いただいて構いませんが、イベント参加者以外の来訪者も自由に休憩・滞在できるように配置してください。
- 火気の使用には推進法人の許可及び消防署への届出が必要です。火気を使用する場合は消火器を用意してください。
- 未成年者の利用がある場合は、成人の方を責任者としてください。
- 利用の権利を譲渡あるいは貸付けることはできません。
- 阿知まち広場は禁煙です。
- 本手引きに定めのない事項に関しては、推進法人と協議の上、善良に対処してください。
- 実施当日は推進法人の指示に従ってください。
- 本手引きの記載事項や推進法人の指示に従わない、また実施イベントが阿知まち広場の設置目的にそぐわない内容であると判断された場合は、次回より利用をお断りする場合があります。
- 災害や台風、新型コロナウイルス感染症対策等により、やむを得ず推進法人が使用の中止を指示した場合に申請者が損害を受けても、推進法人は賠償の責めを一切負いません。